

## いたばしまちなみ景観賞顕彰事業実施要領

(平成2年6月15日区長決定)

(趣 旨)

第1条 この要領は、いたばしまちなみ景観賞顕彰事業実施要綱（平成2年6月15日区長決定。以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定める。

(対 象)

第2条 要綱第3条に規定するまちなみ等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちなみ 建物、道路、広場等が一体となったまちなみ
- (2) 建築物 住宅、店舗、工場、事務所、公共建築物等（建築物群を含む。）及びそれに付帯する工作物、広告物、広場等
- (3) 工作物等 モニュメント、ストリートファニチュア、街路灯、屋外広告物、庭園又は植樹等
- (4) 公共施設 道路、橋、公園等
- (5) その他 デザイン的工夫、歴史・文化的配慮がなされた景観

(選考基準)

第3条 活き粋いたばしまちなみ景観賞（以下「まちなみ景観賞」という。）の選考基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 板橋の都市景観を一層向上させるもの
- (2) 周辺の都市景観と調和を図り、全体としてまとまりのあるもの
- (3) 板橋の歴史や文化など地域固有の特徴を反映したもの
- (4) 造形的に優れたデザインであるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

(推薦方法)

第4条 まちなみ景観賞の対象物件は、広く一般から公募する。

2 推薦は自薦、他薦を問わず、板橋区に応募されたものを有効とする。

(顕 彰)

第5条 まちなみ景観賞の顕彰は、平成2年度を初年度とし、以降継続して行なう。

2 まちなみ景観賞に該当するまでに値しない物件であっても、今後良好なまちなみ形成の指針となるものがあつた場合は、奨励賞その他の賞を選ぶことができる。

3 要綱第5条の関係者とは、設計者、管理者等をいう。

4 まちなみ景観賞に選考された物件の事業主又は関係者（以下「事業主等」という。）が複数である場合は、その代表者を顕彰することができる。

5 事業主が特定できない場合は、町会、商店会等これに代わるものを顕彰することができる。

6 まちなみ景観賞に選考された物件の推薦者に記念品を贈呈することができる。